

南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業

実施方針

平成 28 年 8 月

南越清掃組合

南越清掃組合（以下「組合」という。）は、南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて、DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

本実施方針は、特定事業（PFI法第2条第2項において「公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。」と定義されているもの。）の選定及び特定事業を実施する落札者の選定を行うに当たり、本事業に対する組合の方針を定めるものである。

目次

I. 用語定義	1
II. 特定事業の選定に関する事項	3
1. 事業内容	3
2. 民間事業者が実施する業務の範囲	5
3. 組合が実施する業務の範囲	6
4. 特定事業の選定	7
III. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1. 募集及び選定スケジュール（予定）	8
2. 応募グループの参加資格要件	8
3. 落札者の審査及び選定	11
4. 応募に係る提出書類	13
5. 落札者決定後の手続	13
6. 著作権	14
7. 応募に係る費用負担	14
8. 消費税に関する取り扱い	14
9. 暴力団に関する取り扱い	14
10. 談合に関する取り扱い	14
IV. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に 関する事項	15
1. 想定されるサービスの水準・仕様	15
2. 想定されるリスク及び分担	15
3. 組合による事業の実施状況の監視	15
4. 事業終了時の取り扱い	16
5. 地元雇用や地元企業の活用	16
6. 情報公開	16
V. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1. 施設の立地条件	17
2. 本施設の規模等	17
VI. 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に 関する事項	18
VII. 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	19
VIII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に 関する事項	20
1. 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項	20

2. 財政上及び金融上の支援等に関する事項	20
3. その他の支援に関する事項	20
IX. その他特定事業の実施に関し必要な事項	21
1. 議会の議決	21
2. 情報公開及び情報提供	21
3. 実施方針等に関する問い合わせ先	21
参考資料① 事業スキーム図	22
参考資料② ※参考資料②「契約形態例」参照	23
参考資料③ 事業に係るリスク分担	24
参考資料④ 位置図	26
参考資料⑤ 現況平面図	27

I. 用語定義

本実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

処 理 対 象 物：一般廃棄物のうち、燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ、第2清掃センターで破砕・選別された可燃物をいう。災害発生時の廃棄物を含む。

落 札 者：応募グループのうち、本事業を実施する者として選定された者をいう。

民 間 事 業 者：本施設の設計・施工業務及び運營業務に係わる落札者、建設請負事業者、運營業業者の総称をいう。

本 施 設：本事業において整備を予定している南越清掃組合新ごみ処理施設の建築物、敷地(調整池含む)、プラント等の全てをいう。

設 計・施 工 業 務：本施設の設計・施工に係る業務をいう。

運 営 業 務：本施設の運営に係る業務であり、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、余熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務等からなる。

応 募 グ ル ー プ：本事業の入札に一体として参加する企業グループをいう。

代 表 企 業：応募グループに参加する企業のうち、代表して応募手続等を行う企業をいう。

協 力 企 業：応募グループに参加する企業のうち、代表企業以外をいう。

事 業 契 約：基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約の3契約の総称をいう。

基 本 契 約：本事業の実施に際し、組合と民間事業者との間で締結される、相互の協力、支援等について定める契約をいう。

建 設 請 負 事 業 者：落札者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する単独の企業又は特定建設工事共同企業体をいう。

建 設 工 事 請 負 契 約：組合と建設請負事業者との間で締結される契約をいう。

運 営 事 業 者：落札者のうち、本施設の運營業務を担当する単独の企業又は特定建設工事共同企業体をいう。

運 営 業 務 委 託 契 約：組合と運營業業者との間で締結される契約をいう。

プ ラ ン ト：本施設のうち、処理対象物を焼却処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。

建 築 物：本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。

事 業 者 選 定 委 員 会：P F I 法に準じ、本事業の実実施方針の策定、特定事業の選定、落札者の選定等に関する審議等を目的に組合が設置する、学識経験者等で構成された「南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運營業業 事業者選定委員会」をいう。

募 集 要 項：本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者選定基準書などの資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件、落札者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。

事業提案：本事業の募集要項に従い民間事業者が提出する事業提案書、入札書及びその他資料の全てをいう。

Ⅱ. 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容

(1) 事業名

南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
建設地	福井県南条郡南越前町上野 85 字 38 番 1、39 番、40 番、41 番 1・2、42 番 1・2
施設概要	処理対象物を受け入れ、焼却処理を行う。なお、焼却処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る。
施設規模等	84 t / 日（42 t / 24h × 2 炉）
処理方式	全連続燃焼式ストーカ方式
ごみ受入開始	平成 33 年 1 月 4 日（予定）
運營業務開始	平成 33 年 4 月 1 日（予定）

(3) 公共施設の管理者

南越清掃組合 管理者 奈良俊幸

(4) 事業目的

本組合では、現在、燃やせるごみ等の処理を第 1 清掃センター、第 2 清掃センターの 2 施設で行っているが、このうち第 1 清掃センターは 30 年以上が経過し、経年的老朽化が著しく、早急に施設を更新すべき時期に来ている。

このような背景のもと、本組合では、燃やせるごみ等の適正処理はもちろんのこと、循環型社会の構築や温暖化防止にも貢献する新しい処理施設の整備を目指している。

(5) 施設の基本方針

本施設の整備・運営は、以下の基本方針により実施する。

① 「ごみ減量化、リサイクル」を前提とした、適正規模で効率的な施設

- ・将来の人口予測を行い、住民の協力のもとでごみの減量化、リサイクルの推進を前提とした適正規模の施設とする。
- ・費用対効果を考慮し、効率的な運転管理ができる施設とする。

② 最新の技術を導入し、環境にやさしい、安全・安心な施設

- ・最新技術を導入し、ダイオキシン類の排出削減をはじめ、万全の公害防止対策により地域住民にとって安全安心な環境にやさしい施設とする。
- ・地震、台風、集中豪雨などの自然災害時においても運転管理に支障が及ばないよう配慮するとともに、ごみ量やごみ質の変動に柔軟に対応し、導入実績

が豊富で連続稼働の信頼性が高い、安定稼働に優れた施設とする。

- ・エネルギーや資源の消費の抑制や、積極的な余熱利用等による地球環境の保全に配慮するとともに、建設費や運転管理費等の経済性に配慮した施設とする。

③ 周辺環境に調和した、地域と循環型社会の形成に貢献する施設

- ・周辺の土地利用や交通に配慮した施設配置、植栽、緑化、景観に配慮した建築デザイン等、周辺環境に調和した施設とする。
- ・3R、再生可能エネルギーについて学び、体験できる環境学習の拠点機能を備えた施設とする。
- ・ごみを焼却した際に発生する熱を効率的に回収し、有効利用が図れる施設とする。
- ・自然災害発生時においても安定して稼働でき、水や温水の提供、浴室の利用、一次避難場所としての活用等が図れる施設とする。
- ・住民が気軽に訪れ、また、地域の3R活動に係る会議や行事、イベントが開催できる施設とする。

(6) 事業概要

本事業は DBO (Design: 設計、Build: 施工、Operate: 運営) 方式により実施する。※参考資料①「事業スキーム図」参照

落札者のうち、建設請負事業者となる単独の企業又は特定建設工事共同企業体は、本施設の設計・施工業務を行う。

さらに、落札者のうち、運営事業者となる単独の企業又は特定建設工事共同企業体は、20年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を行う。(詳細は「2. 民間事業者が実施する業務の範囲」を参照)。なお、特別目的会社(SPC)は設立しない。

組合は本施設を30年以上にわたって使用する予定であり、民間事業者は30年間の使用を前提として各業務を行うこととする。

組合は、本施設の設計・施工業務及び運営業務に係る資金を調達し、本施設を所有するものとする。

① 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・設計・施工期間：契約締結日の翌日から平成33年3月31日まで
- ・運営期間：平成33年4月1日から平成53年3月31日まで
(20年間)

② 契約の形態

組合は、設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し、もしくは請け負わせるために、本事業に係る基本契約を民間事業者と締結する。

また、組合は基本契約に基づき、建設請負事業者と本事業に係る建設工事請負契約を、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約をそれぞれ締結する。

③ 予定価格

入札公告時に公表する。

(7) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守する。

(8) 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定している。

① 入札公告	平成 28 年 10 月
② 落札者の決定・公表	平成 29 年 8 月
③ 仮契約の締結	平成 29 年 8 月
④ 議会議決	平成 29 年 9 月
⑤ 事業契約の締結	平成 29 年 9 月
⑥ 設計・施工業務着手	契約日翌日
⑦ 本施設の引渡し	平成 33 年 3 月 31 日（予定）
⑧ 本施設の運營業務着手	平成 33 年 4 月 1 日（予定）
⑨ 契約終了	平成 53 年 3 月 31 日

2. 民間事業者が実施する業務の範囲

2.1 設計・施工業務

設計・施工業務は以下のとおりとする。

(1) 設計業務

本施設のプラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事（調整池等を含む）の設計を行う。建設請負事業者は、自らの判断により必要に応じて地質調査等の追加調査を行う。

また、本施設を稼働する上で必要となる電気、水道等を確保する。

(2) 施工業務

本施設のプラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事を行うとともに、本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分を行う。

また、試運転及び引渡性能試験を行い、施設が正常に稼働することを確認して本施設を本組合に引き渡すとともに、運營業務者が作成する運営マニュアルの作成支援や運転員等の教育支援等を行う。

2.2 本施設の運營業務

本施設の運營業務は以下のとおりとする。

(1) 運転管理業務

本施設を関係法令、公害防止協定等を満たすよう適正に運転する。

本施設に処理不適物が搬入されないよう、搬入車に対して適切な誘導、指導を行う。また、搬入されたごみの性状について、定期的に分析・管理を行う。

施設の稼働状況確認として、排ガス基準等の公害防止基準項目の測定を行う。

(2) 用役管理業務

本施設の稼働に必要な助燃剤、薬剤等を確保する。

(3) 維持管理業務

本施設の適正な運転ができるよう点検・検査（法定点検を含む。）、補修・修繕を行う。また、消耗品、予備品の調達、管理を行う。

(4) 余熱利用管理業務

本施設の運転に伴い発生する余熱の有効利用として発電を行う。発電した電気は、本施設を稼働する上で使用し、余剰分は売却する。ただし、売電契約は組合が行い、余剰電力の売電収入は組合に帰属する。

なお、計画以上の売電収入があった場合には、その一部を運営事業者に還元する。詳細は募集要項に示す。

(5) 搬出管理業務

本施設の運転に伴い発生する焼却灰、飛灰等を場外に搬出するため、場内での積み込み作業までを行う。なお、焼却灰、飛灰等の運搬及び処分は組合が行う。

(6) 情報管理業務

上記(1)～(5)及び下記(7)の業務に関する記録等を整理、管理する。また、これらの事項のうち、ごみ処理実績等の基礎情報を公表する。

(7) その他業務

その他の業務として、以下の業務を行う。

- ① 運営事業終了時の引継業務
- ② 本施設の安全管理及び警備業務
- ③ 清掃業務（一部、組合で実施）
- ④ 周辺住民対応（一部、組合で実施）
- ⑤ 施設見学者対応支援（見学以外の住民の施設利用の支援を含む。）
- ⑥ 生活環境影響調査の事後調査

3. 組合が実施する業務の範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 用地の確保

組合は、本事業を実施するための用地を確保する。

(2) 生活環境影響調査手続

組合は、本事業に係る生活環境影響調査の手続を行う。

(3) 住民対応

組合は、本事業に対する住民等からの問合せ、苦情等に対し、民間事業者と連携のもとで説明等を行う。

(4) 処理対象物の搬入

組合（構成市町）は、分別指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

(5) 搬入物の受付管理

本施設に搬入したごみの受付、計量及び料金徴収を行う。また、計量した記録の集計、保管、管理を行う。

(6) 売電収入の管理

組合は、余剰電力の売電収入の管理を行う。なお、計画以上の売電収入があった場合には、運営事業者に対し、一部還元（インセンティブの付与）する。

(7) 本事業のモニタリング

組合は、設計・施工段階において、設計・施工の監理を行う。また、運営段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

(8) 施設見学者等への対応

組合は、本施設の見学希望者等について、運営事業者と連携して対応を行う。また、見学以外の住民の施設利用について、運営事業者と連携して対応を行う。

(9) 建設費及び運営費の支払い

組合は、設計・施工業務の対価を建設請負事業者に、運営業務の対価を運営期間にわたって運営事業者それぞれに支払う。

(10) その他

組合は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。民間事業者は、当該行政手続等について、必要資料の作成等の協力を行う。

4. 特定事業の選定

以下の考え方・手順に従い、PFI法に準じて本事業を特定事業として選定する。

(1) 選定の考え方

次の2点を満たす場合、本事業を特定事業として選定する。

- ① 民間事業者を支払う設計・施工業務及び運営業務の対価を含め、事業期間全体における組合の費用の総額について定量的評価を行い、組合が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の十分な削減が見込めること。
- ② 事業期間全体における事業責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い、組合が自ら実施する場合と比較して公共のリスクの低減及び公共サービス等水準の維持ないし向上が見込めること。

(2) 選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果は公表する。

- ① 定量的評価の実施
 - ・事業期間全体における組合の費用の総額の評価
- ② 定性的評価の実施
 - ・民間事業者に移転されるリスクの評価
 - ・公共サービス等水準の評価
- ③ ①及び②の評価に基づき、本事業を特定事業として選定する。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、評価の結果を、評価の内容とあわせて公表する。

Ⅲ. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は、応募グループが募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ応募グループの提案内容が、技術的観点から組合が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を選定する。なお、落札者の選定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札により行う。

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

① 入札公告	平成 28 年 10 月
② 募集要項の公表	平成 28 年 10 月
③ 募集要項に対する質問の提出期限(第 1 回)	平成 28 年 10 月
④ 募集要項に対する質問への回答(第 1 回)	平成 28 年 10 月
⑤ 資格審査申請書類の提出期限	平成 28 年 11 月
⑥ 入札参加資格審査結果の通知	平成 28 年 11 月
⑦ 募集要項に対する質問の提出期限(第 2 回)	平成 29 年 1 月
⑧ 対面的対話の実施(第 2 回質問への回答を兼ねる)	平成 29 年 2 月
⑨ 事業提案書類・入札書類の提出期限	平成 29 年 5 月
⑩ 基礎審査の実施	平成 29 年 5 月
⑪ 非価格要素審査 (事業提案に係るヒアリング)	平成 29 年 7 月
⑫ 総合評価の実施(開札含む)	平成 29 年 7 月
⑬ 落札者の選定	平成 29 年 8 月

2. 応募グループの参加資格要件

応募者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた複数の法人による企業グループ(以下「応募グループ」という。)とし、資格審査申請書類の提出期限の日において、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 応募グループの要件 ※参考資料②「契約形態例」参照

- ① 応募グループは、本事業の設計・施工業務を担う者、運営業務を担う者で構成する。
- ② 応募グループは、(2)④に定める「本施設のプラントの設計・施工を行う企業」の(ア)から(エ)までの要件を満たす企業を代表企業として定める。
- ③ 応募グループは、本事業の実施に際して、設計・施工業務、運営業務のうち主たる業務を請負又は受託する協力企業を定めることができる。ただし、協力企業は、本施設のプラントの設計・施工の主たる業務を請け負うことはできない。
- ④ 応募グループは参加に先立ち、特定共同企業体(JV)を設立してもよい。また、特定共同企業体の形態は甲型、乙型を問わない。
- ⑤ 応募グループのうち、1法人は必ず、組合の構成市町(越前市、南越前町、池田町)内に本店または本社を有する者で構成市町の指名競争入札参加資格を有する者)

(以下「地元企業」という。) であること。(なお、地元企業が担う業務は、本業務の設計・施工業務又は運營業務のいずれでもよい。)

- ⑥ 応募グループは、応募に当たり、代表企業及び協力企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにする。
- ⑦ 代表企業、応募グループの協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りでない。

(2) 応募者の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

全ての応募グループの代表企業及び協力企業は、以下の要件を全て満たすものとする。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

(イ) 入札告示の日から開札の日までの間において、当組合の指名停止期間中の者でない者。(当組合の指名停止等の措置要綱にあてはめ指名停止に該当することとなる者を含む。業種を問わない。)

(ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者。

(エ) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

(オ) 清算中の株式会社であって、会社法(平成17年法律第86号)第514条に基づく特別清算開始命令がなされていない者。

(カ) 振出若しくは引受した手形若しくは小切手が不渡りとなって以降6月を経過している者又は取引停止処分を受けていない者。

(キ) 国税(法人税又は所得税及び消費税)及び地方税を滞納していない者。

(ク) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過した者。

(ケ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団の関係者及び不正に利益を得るためにその関係者を使用したり、その関係者に対して不当に利益を与えるなど社会的に非難されるべき関係を有していない者。

(コ) 次に示す者と資本面及び人事面において、関連がない者。(注)

- ・ 事業者選定委員会の委員、又は委員が属する企業
- ・ 本事業に関する発注支援業務委託受注者及び協力会社
 - 株式会社エイト日本技術開発
 - 豊原総合法律事務所
 - 上記会社の関係会社

(注)「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の100

分の 20 を超える株式を有する、又は、その資金の総額の 100 分の 20 を出資している者をいい、「人事面において関連のある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

② 本施設の建築物の設計を行う企業

応募グループの代表企業又は協力企業のうち、本施設の建築物の設計を行う企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこと。

なお、②から⑤は、同一企業であっても問題ない。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(イ) 一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建築物の設計業務の実績を有していること。（下請での実績を可とする。）

③ 本施設の建築物の施工を行う企業

応募グループの代表企業又は協力企業のうち、本施設の建築物の施工を行う企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこと。

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 同法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近（入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から 1 年 7 月を経過していないものに限る。）かつ有効な「建築一式」の工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。

(ウ) 本施設の建築物と同種又は類似の施工実績（本施設ごみピット施工と類似する地下構造物の施工実績）を有すること。

(エ) 建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できること。

④ 本施設のプラントの設計・施工を行う企業

本施設のプラントの設計・施工を行う企業は、応募グループの代表企業であり、以下の要件を満たすこと。

(ア) 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 同法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近（入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から 1 年 7 月を経過していないものに限る。）かつ有効な「清掃施設」の総合評定値が 1,200 点以上であること。

(ウ) 以下の条件を全て満たす一般廃棄物処理施設の元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）での納入実績が複数件（過去 10 年間以内）あること。

- ・1 炉あたり 42t/日以上以上の規模かつ複数の炉で構成されているストーカ式焼却施設
- ・発電設備を有するストーカ式焼却施設
- ・DBO 方式によるストーカ式焼却施設

(エ)建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できること。

⑤ 本施設の運営を行う企業

応募グループの代表企業又は協力企業のうち、本施設の運営業務を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

(ア)発電設備を有し、かつ複数の炉で構成されている一般廃棄物処理施設（ストーカ式焼却施設）の3年以上の運転実績を有すること。

(イ)前項の施設での運転実績を有する専門の技術者を運営開始から3年以上専任で配置できること。

(3) その他

① 応募グループの代表企業又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業又は協力企業になることは認めない。ただし、地元企業にあってはこの限りでない。

② 応募グループの代表企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者^(注)が、他の応募者の代表企業又は協力企業になることは認めない。ただし、地元企業にあってはこの限りでない。

③ 同一応募グループが、複数の提案を行うことは認めない。

(注) a 資本関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(i) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b 人的関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(i) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(ii) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3. 落札者の審査及び選定

以下の落札者選定基準及び選定方法に従い落札者を選定する。

(1) 事業者選定委員会の設置

組合は、入札した応募者の中から落札者を選定するため、事業者選定委員会を設置している。事業者選定委員会は、学識経験者委員2名及び行政委員5名で構成し、専門的見地から中立的かつ客観的に提案内容を評価するものとする。

事業者選定委員会の委員は、以下のメンバーである。

委員 荒井 喜久雄

委員	岩倉 光弘
委員	奥村 充司
委員	河瀬 信宏
委員	谷口 良二
委員	溝口 淳
委員	三田村 忠邦

なお、応募グループの代表企業、協力企業及びこの関係者が、落札者選定前までに、事業者選定委員会の委員に対し、当該落札者選定に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

(2) 落札者選定基準

落札者選定基準は概ね以下のとおりを予定している。なお、評価項目等の詳細は募集要項に示す。

- ① 技術（非価格）要素
- ② 価格要素

(3) 落札者選定方法

以下の手順で落札者を選定する。

なお、落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式による。評価方法等の詳細は募集要項において示す。

① 第1段階：資格審査

資格審査は、組合が応募グループから提出された資格審査申請書等を基に、応募グループがⅢ－2「応募グループの参加資格要件」に示した要件を満たすことの確認を行う。

以上を満たすことが確認された応募グループのみ、次段階の対面的対話及び第3段階の本審査に参加できることとし、資格審査結果は応募グループに対して通知する。

② 第2段階：対面的対話

対面的対話は、第1段階を合格した応募グループと質疑応答を行う。

③ 第3段階：本審査

(ア) 基礎審査

基礎審査は、組合が第1段階を合格し、第2段階の対面的対話により回答を得られた応募グループから提出された事業提案書について、募集要項に示す事項（組合の要求する性能要件等）を満たしていることの確認を行う。これらを満たすことが確認された応募グループのみ次段階の技術（非価格）要素審査及び価格審査に進む。

(イ) 技術（非価格）要素審査及び価格審査

基礎審査において組合の要求する要件を満たした応募グループを対象として、技術（非価格）要素審査及び価格審査を実施する。

技術（非価格）要素として、応募グループの提案のうち、募集要項で示す落札者選定基準に沿い事業者選定委員会において評価を行い、点数化する。なお、評価に当たっては、必要に応じて応募グループへのヒアリングを実施する。技

術（非価格）要素の審査基準や点数化の方法等については、募集要項に示す。

価格審査については、入札書に記載の金額が予定価格の税抜価格相当額以下である場合に合格とする。価格の点数化方法については、募集要項に示す。

（ウ）総合評価

技術（非価格）要素審査及び価格審査を経て、総合評価を行い、事業者選定委員会において、落札候補者を選定する。総合評価点の算定方法等については、募集要項に示す。

（４）落札者の選定

組合は、事業者選定委員会で選定された落札候補者に対し、本事業を実施するに相応しいと判断した場合、落札者として決定する。

（５）審査結果の公表

組合は、落札者の決定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表する。

４．応募に係る提出書類

応募グループは、応募書類として、以下の書類を提出する。なお、各書類の詳細については、募集要項に示す。

（１）資格審査申請時の主な提出書類

- ① 資格審査申請書
- ② 入札参加資格確認資料

（２）資格審査合格後の主な提出書類

- ① 事業提案書
- ② 入札書
- ③ その他資料

５．落札者決定後の手続

（１）事業契約に関する協議及び事業契約の締結

（平成 29 年 9 月に仮契約締結後、組合議会議決後に本契約移行予定）

組合と民間事業者は、事業契約の契約内容の協議を行い、本事業に係る基本契約（仮契約）を締結する。

また、組合と建設請負事業者は、基本契約（仮契約）に基づき、本事業に係る建設工事請負契約（仮契約）を締結する。

さらに、組合と運営事業者は、基本契約（仮契約）に基づき、本事業に係る運営業務委託契約（仮契約）を締結する。

（２）交付金申請手続への協力

本施設は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金」の対象施設であることを想定している。民間事業者は、組合が行う交付金の申請手続等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務、関連資料の作成を行う。

6. 著作権

応募資料の著作権は、応募グループに帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、組合は、必要な範囲において公表等を行うことができる。

7. 応募に係る費用負担

応募申込み及び応募書類作成に係る経費は、応募グループの負担とする。

8. 消費税に関する取り扱い

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

9. 暴力団に関する取り扱い

南越清掃組合財務規則による。

10. 談合に関する取り扱い

南越清掃組合財務規則による。

IV. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の募集要項に示す本施設の機能（性能要件）が十分、発揮できるとともに、事業目的及び施設の基本方針に沿えるよう、設計・施工業務及び運營業務を行うこと。

契約後は、原則として事業提案書からの変更は認めないが、より質の高い機能があるもの等については、組合と協議すること。

2. 想定されるリスク及び分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理可能な者がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。

設計・施工業務、運營業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負担するが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負担する。

(2) 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担は、原則として参考資料②「リスク分担」の表及び別途公表するリスク管理方針書（案）による。

3. 組合による事業の実施状況の監視

(1) 設計段階

施設設計段階では、民間事業者が作成する実施設計図書、施工承諾申請図書等において、事業者選定段階で本組合が示す要求水準書や民間事業者からの技術提案書の内容を確実に反映されているか確認する。

具体的には、毎月1回以上の設計協議等を開催し、設計の考え方、根拠等を含め各種図書の確認を行い、適切に改善指示を行う。

(2) 施工段階

施工段階では、本組合が確認した実施設計図書や施工承諾申請図書等に適合しているか確認する。

具体的には、現地及び工場での検査立会いを行うとともに、毎月1回の定例会議を開催し、適切に改善指示を行う。また、試運転や予備引渡性能試験への立会いを行う。

(3) 運営段階

① 運営計画・運営マニュアルの承認

運営事業者から運営計画・運営マニュアルを提出させ、本組合が示す要求水準書や民間事業者からの技術提案書の内容を確実に反映されているか確認する。

具体的には、本組合、運営事業者同席のもとで実施し、本組合の承諾のもとで、事業着手を基本とする。

② 日報

運営事業者から提出させる日報の確認を行い、業務の実施状況を把握する。特に、トラブル発生時は、確実に立会うとともに、適切に改善指示を行う。

③ 月報

運営事業者から提出させる月報の確認を行い、業務の実施状況を把握する。具体的には、毎月1回以上の定例会議を開催し、以下の内容について確認を行い、適切に改善指示を行う。

④ 年報

運営事業者から提出させる年報の確認を行い、業務の実施状況を把握する。具体的には、本組合、運営事業者同席のもとで実施し、以下の内容について確認を行い、適切に改善指示を行う。

4. 事業終了時の取り扱い

運営期間終了時には、組合は、運営事業者による本施設の機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることの確認を行う。

運営事業者は、運営期間を通じて実施した点検・修繕の実績を踏まえ、建設請負事業者が契約後速やかに策定した長寿命化計画を見直し、機器ごとの耐用年数及び運営期間終了後の修繕計画を策定すること。特に、本施設は30年以上の長期安定稼働を目指していることから、運営期間中、施設の適切な運営・維持管理を行うとともに、運営期間終了後も適正な修繕の実施により施設の延命化が図られる計画とすること。

運営事業者は、運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることにつき、組合より承諾を受けた上で、次期運営事業者へ引継を行うこと。なお、運営期間終了後も1年間は、本事業期間終了後の運営を担当する事業者(又は組合)が、適切な点検、補修等を行いながら使用することが可能な状態となるようにすること。

5. 地元雇用や地元企業の活用

建設請負事業者及び運営事業者は、本業務の実施に当たり、可能な限り地元雇用や地元企業を活用し、工事や資材等の調達等に配慮すること。

なお、地元とは組合構成市町内を指す。

6. 情報公開

運営事業者は、運営事業者自身のホームページを開設し、運営期間中これを管理すること。運営事業者は、運営期間を通じて当該ホームページにより、本施設に関する運転データ等を公開すること。なお、公開するデータの詳細は、組合と運営事業者で協議を行い、決定する。

V. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 施設の立地条件

(1) 建設地

福井県南条郡南越前町上野 85 字 38 番 1、39 番、40 番、41 番 1・2、42 番 1・2

※参考資料③「位置図」参照

(2) 敷地面積及び配置

事業用地面積：約 1.5ha

※参考資料④「現況平面図」参照

(3) 土地利用規制

都市計画：区域外

建ぺい率：指定なし

容積率：指定なし

高度地区：区域外

防火地区：区域外

高さ制限：指定なし

周辺状況：田（農業振興地域）

(4) その他

・その他詳細については募集要項に示す。

2. 本施設の規模等

(1) 施設規模

84t/日（42t/24h×2 系列）

(2) 処理対象物

可燃ごみ、破碎・選別可燃ごみ（可燃性）、粗大ごみ（可燃性）、災害廃棄物

(3) 計画処理量（平成 32 年度）

23,662 t / 年

VI. 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うこと。

また、契約に関する紛争については、福井地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

Ⅶ. 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

運営事業者においては、平成 33 年 4 月 1 日に施設が供用開始され、運営業務委託契約に規定される条件に基づいて平成 53 年 3 月 31 日まで運営が適切に継続される必要がある。

このため、運営業務委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻、又はその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を明文化し、その規定に従い対応する。

特に、運営事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、当該事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、組合は当該事業者に一定の回復期間を与えて、当該事業者の事業遂行能力の回復を待つものとする。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合、又は、当該事業者の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合には、組合は、当該事業者との当該契約を解除し、新たな民間事業者を選定する。

Ⅷ. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置等を行わない。

2. 財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等を行わない。

3. その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、組合は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、組合と民間事業者で協議により対応策を検討する。

IX. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

事業契約の締結にあたっては、組合議会の議決を得る必要がある。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、組合のホームページ等を通じて行う。

3. 実施方針に関する問い合わせ先

(1) 意見・質問の受付及び提出先並びに期限

実施方針に関する意見・質問がある場合は、「実施方針に関する意見・質問書」を電子メールにより下記期限内に提出することとし、必ず電話にて受信を確認すること。

なお、電子メール以外の意見・質問には応じない。

① 意見・質問書：添付ファイルからダウンロードすること

② 提出方法：電子メール（アドレスは下記のとおり）

③ 提出期限：平成 28 年 8 月 24 日（水）17:00

(2) 実施方針に関する意見・質問への回答

実施方針に関する意見・質問に対する回答は、平成 28 年 8 月 31 日（水）までに組合のホームページで公表する。なお、提出があった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うこととし、全ての意見・質問に回答するとは限らない。

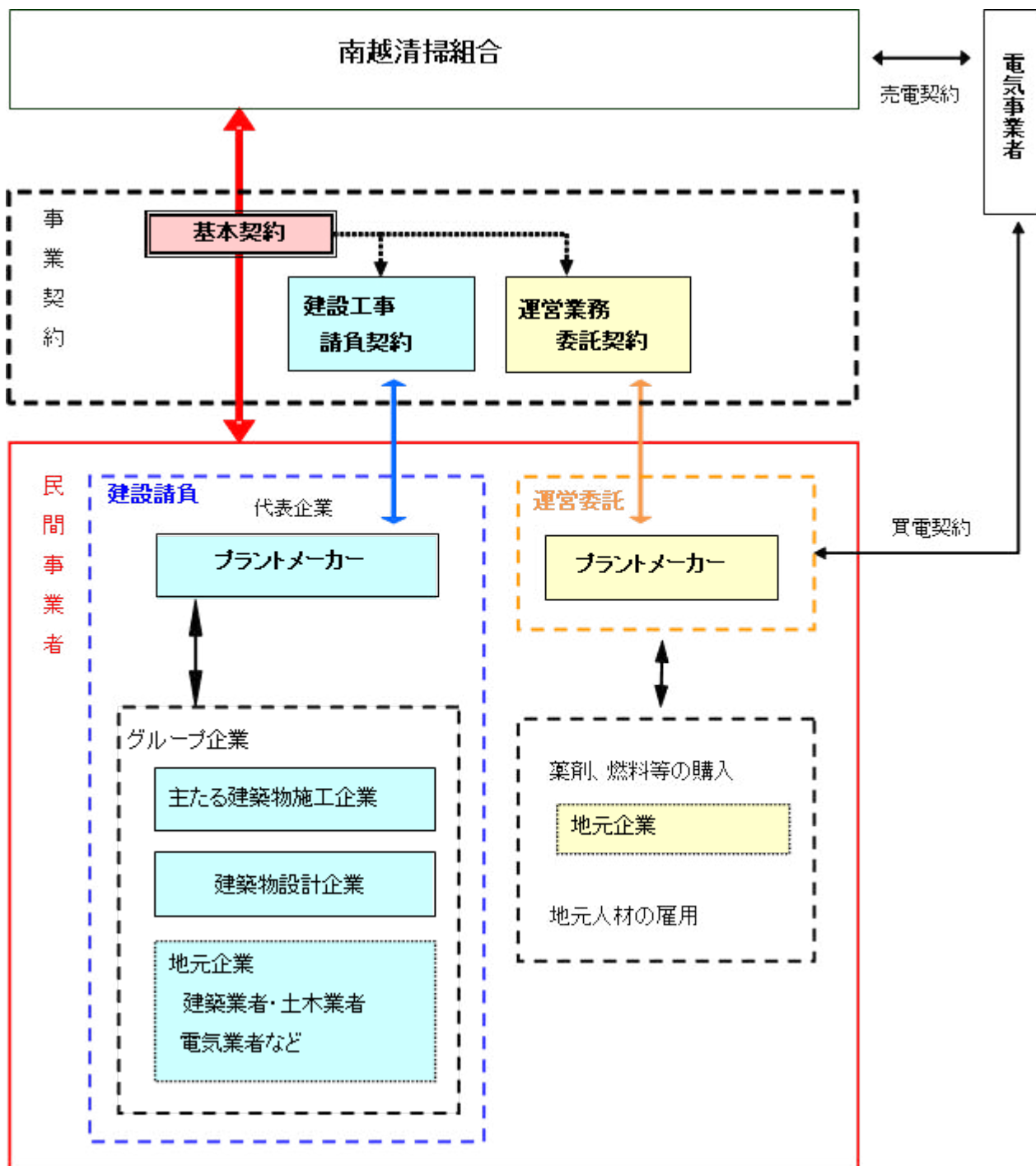
【南越清掃組合 建設室】

住 所：〒915-0802 福井県越前市北府一丁目 3 番 20 号

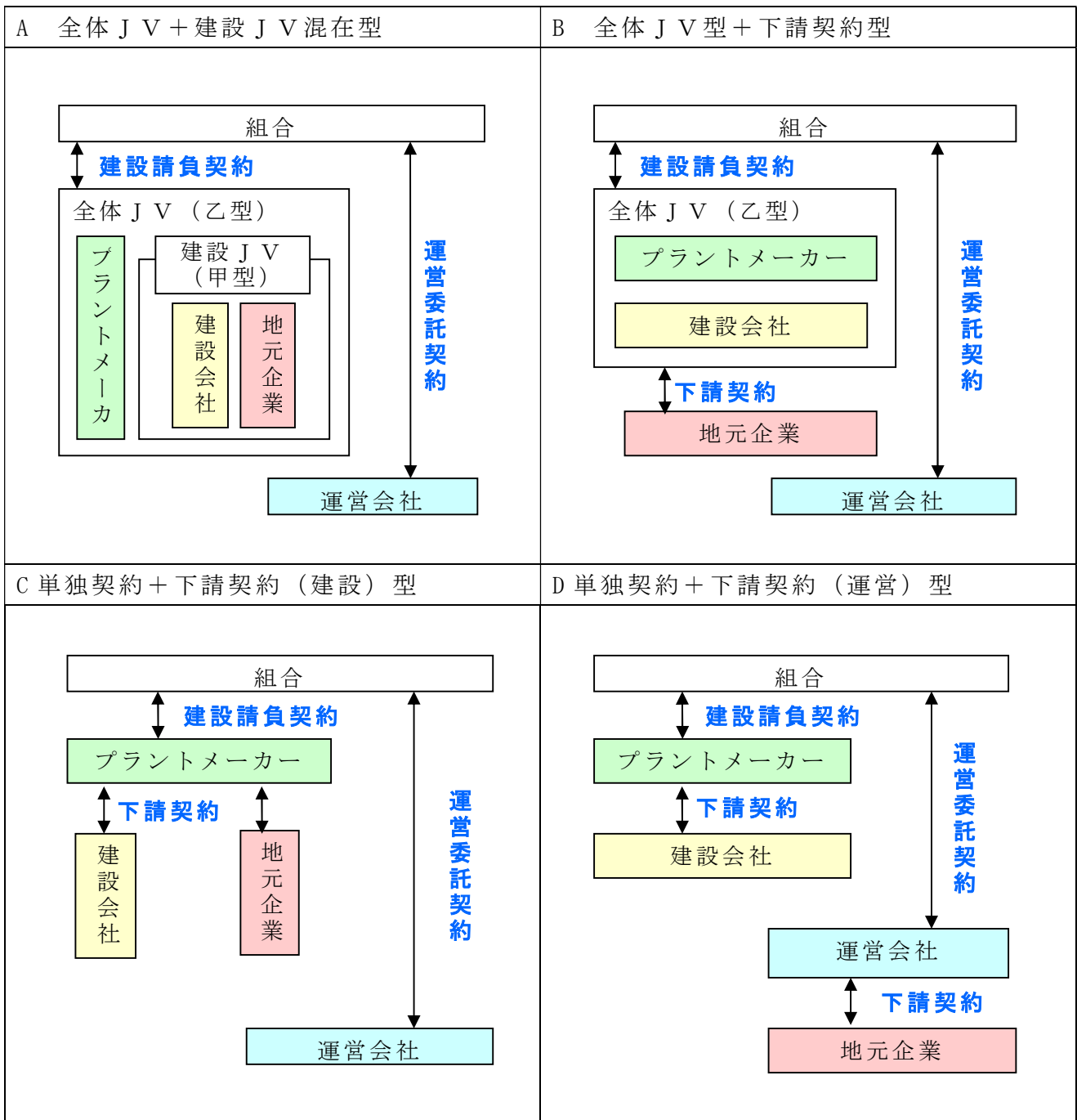
電 話：0778-22-2636

電子メール：tanizaki_en@city.echizen.lg.jp

参考資料① 事業スキーム図



参考資料② 契約形態例



※上記に限らず、柔軟に契約形態を設定できるようにしている。

※ 建設会社： 経営審査事項「建築一式」総合評定値 1000 点以上かつ本施設と同種または類似の実績（本施設ごみピット施工と類似する地下構造物の施工実績）を有する建設会社

※ 地元企業： 上記建設会社要件にあたらぬ地元企業

参考資料③ 事業に係るリスク分担

リスク項目		分担		リスクの内容・考え方等		
		本組合	民間事業者			
共通	制度・法令リスク		○		事業者ではコントロール不能なリスク。	
	税制リスク	事業者の利益に課される税		○		
		上記以外	○		事業者ではコントロール不能なリスク。	
	物価変動リスク	一定の範囲内		○	一定の範囲は事業者の負担。	
		一定の範囲外	○		大幅な変動があった場合は本組合の負担。	
	政治リスク		○		事業者ではコントロール不能なリスク。	
	不可抗力リスク	一定の範囲		○	一定の範囲内は事業者の負担。	
		一定の範囲外	○		基本的には本組合の負担。	
	住民反対リスク		○	○	起因するものの負担。 ・本組合の負担：下記以外（基本的には本組合が負担） ・事業者の負担：事業者に起因するもの	
	第三者賠償		○	○	起因するものの負担。 ・本組合の負担：下記以外（基本的には本組合が負担） ・事業者の負担：事業者に起因するもの	
許認可取得リスク		○	○	起因するものの負担。 ・本組合の負担：本組合が取得すべきものは本組合が負担。 ・事業者の負担：基本的には事業者の役割。		
設計・施工段階	各種調査不備リスク	本組合が実施した測量・地質調査等	○		実施者の負担。	
		必要に応じ事業者が実施した追加調査		○	実施者の負担。	
	設計変更リスク	提示条件不備 要求変更	○		本組合の役割。	
	建設着工遅延リスク	その他施設設計全般		○	事業者の役割。	
	建設費増大リスク	提示条件不備、要求変更	○		本組合の役割。	
試運転、引渡性能試験リスク	その他施設建設全般		○	事業者の役割。		

リスク項目		分担		リスクの内容・考え方等	
		本組合	民間		
運営 段階	ごみ量変動リスク		○		本組合の役割。
	ごみ質変動 リスク	高質・低質の範囲 内		○	事業者の役割。
		高質・低質の範囲 外	○		事業者ではコントロール不能なリスク。
	搬入禁止物 混入リスク	事業者の注意義務 違反		○	事業者の役割。
		上記以外	○		本組合の役割。
	性能リスク 維持管理費 増大リスク	提示条件不備、要 求変更	○		本組合の役割。
		その他施設運営全 般		○	事業者の役割。
	施設・設備 損傷リスク	事故や火災発生等		○	事業者の役割。
		第三者による施設 破損	○		事業者ではコントロール不能なリスク。
	技術革新		○		本組合の判断で採用。
発電収入変 動リスク	運転に起因するも の		○	事業者の役割。	
	上記以外	○		事業者ではコントロール不能なリスク。	
事業 終了 段階	施設の性能確保			○	性能確保ができない場合は事業者が修復。
	コスト増大 リスク	資料の不備等によ る遅延		○	事業者の役割。
		後事業者の選定 の遅れ等による遅 延	○		本組合の役割。

参考資料④ 位置図

建設場所

福井県南条郡南越前町上野 85 字 38 番 1、39 番、40 番、41 番 1・2、42 番 1・2



参考資料⑤ 現況平面図

